

組合への補助金違法

地裁判決 市側の賠償責任なし

廿日市・細見谷林道訴訟

旧緑資源機構(2008年3月廃止)が廿日市の細見谷溪畔林(せみみやまのせき)周辺で進めてきた幹線林道の建設で、地元林業組合が負担すべき事業費を市が補助金で肩代わりしたのは違法だとして、住民らが返還を求めた訴訟の判決が21日、広島地裁であった。金村敏彦裁判長は、補助金支出に公益性はなく違法としながら、「当時の市長らに違法性の認識は困難だった」として、住民の訴えを退けた。



「当時では認識困難」

争われたのは、廿日市市と安芸太田町にまたがる全長24・3キロの幹線林道「戸河内―吉和区間」を巡る補助金。幅約3メートルの道を4、7メートルに広げて舗装する計画で、07年度末までに計11・6キロの工事が完了した。

判決によると、組合は山林経営や木の伐採などを目的としていた。林道ができることで利益を受けるため、事業費の一部を「賦課金」として機構に支払う義務があった。これに対し市は、林道建設が森林資源の適切な利用や地域産業の振興などに重要な役割を果たすなどとして、07年と08年に、組合にそれぞれ約211万円と約214万円の補助金を支出した。



細見谷のウワミズザクラに登り、果実を食べるツキノワグマ。後ろに溪流が流れる＝2008年8月、廿日市市、環境NGO「広島フィールドミュージアム」提供

はできず、不当な支出とは言えない」とし、山下三郎前市長や真野勝弘・現市長らに賠償責任はないと結論づけた。08年分の請求の一部は、住民訴訟の期間を過ぎていたとして却下した。

「溪畔林は希少 事業見直しを」

細見谷溪畔林は、トチノキやブナ、サワグルミなど落葉樹の群生もみられる自然林だ。細見谷の環境を調べている河野昭一・京大名誉教授(植物生態学)は「全国的にも希少な存在」と指摘する。

河野教授は「森林を守れば、生物も守れる。判決を機に事業の正当性を見直し、保全する森林と利用する森林を区分けするべきだ」と指摘する。

林道建設は、旧緑資源機構の廃止後、国が県や市などに引き継ぎを求めたが、事業費の問題などから、12・7キロ(事業費約26億円)が手つかずのまま。県は今年1月、未完成区間の建設断念を発表した。原告で自然保護団体代表の金井塚務さん(60)は判決後の会見で「自然を破壊する工事のエンジンは止まった。市は違法な事業を止めてほしい」と話した。(中野寛)

原告側代理人の市川守弘弁護士は「自治体による賦課金の肩代わりが全国で公共工事の推進力になり、無駄な工事も認められてきた。その実態にメスを入れたい」と述べた。廿日市市の富士原修司農林水産課長は、補助金が違法とされた点について「判決を精査しておらず、コメントできない」との談話を出した。